

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速実験炉原子炉施設の
設置変更許可申請に係る事業者とのヒアリング（141）

2. 日時：令和4年4月8日（金）13：30～15：30

3. 場所：原子力規制庁10階南会議室
※本ヒアリングは、テレビ会議システムで実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

荒川企画調査官、有吉上席安全審査官、片野管理官補佐、

島田安全審査官、羽賀技術参与、安澤技術参与、小舞管理官補佐

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者

大洗研究所 高速実験炉部 次長 他8名

5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、配布資料に基づき、第43条（試験用燃料体）、及び第6条（外部からの衝撃による損傷の防止：耐降下火砕物設計）に関する説明があった。

○原子力規制庁から、以下の点を伝えるとともに、本日説明のあった内容の他、提示を受けた資料については引き続き確認していく旨を伝えた。

- 照射燃料集合体の設計方針について、計画的に燃料被覆管の健全性を喪失させる場合（限界照射試験用要素及び基礎試験用要素）と燃料被覆管の健全性を確保する場合（先行試験用要素）の燃料要素の設計の違いを明確に分けて説明すること。特に、先行試験用要素では、振動充填燃料等の特性が十分に把握できていない燃料も試験対象として想定していることから、基準適合性を判断するために必要な熱設計基準値等の設計における判断基準を説明すること。
- 耐降下火砕物設計について、非常用ディーゼル電源系の吸気の確保、冷却水配管における2式のストレーナーの切替手順、フィルターの詰まり度合いの検知方法、及び降灰時における機器の点検時間間隔を説明する

こと。

- 本日説明のなされなかった第7条（人の不法な侵入等の防止）、第10条（誤操作の防止）及び第11条（安全避難通路等）の説明については、次回以降のヒアリングにおいて聴取する。

○原子力機構から、承知した旨の返答があった。

6. 配布資料

資料1：高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第43条（試験用燃料体）に係る説明資料

資料2：高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第6条（その3耐降下火砕物設計）説明資料

資料3：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第7条（試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止）に係る説明書

資料4：第10条（誤操作の防止）に係る説明書

資料5：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第10条（誤操作の防止）に係る説明書

資料6：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第11条（安全避難通路等）に係る説明書